

災

福岡労発基 0403 第 1 号
平成 29 年 4 月 3 日

各 団 体 代 表 者 殿

福岡労働局長



「福岡労働局 死亡災害撲滅のための集中的取組」について（要請）

貴職におかれましては、平素から労働行政の推進につきまして格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、福岡県下における労働災害による死亡者数は、貴職をはじめ関係各位のご尽力により長期的には確実に減少傾向を続け、平成 28 年は 28 人（速報値）と過去最少を記録したところです。

しかしながら、平成 29 年に入り死亡者数が大幅に増加（別添 1「平成 29 年 死亡災害発生状況」参照）しており、特に製造業、建設業及び陸上貨物運送業では増加が著しく、極めて憂慮すべき状況です。そのため、第 12 次労働災害防止計画（平成 25～29 年度）において、期間中 5 か年の死亡者総数を 15% 以上減少させるという目標達成のためには、死亡者数の約 3 割を占める交通労働災害防止対策と相まって、死亡者数が著しく増加している業種を対象とした相当の取組が必要となっております。

このような状況を踏まえ、死亡災害の増加に歯止めをかけるため、別添 2「福岡労働局 死亡災害撲滅のための集中的取組実施要綱」のとおり、製造業、建設業及び陸上貨物運送事業を重点対象とした「福岡労働局 死亡災害撲滅のための集中的取組」を本年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで集中的に実施することといたしました。

つきましては、貴職におかれましてもこの趣旨を御理解の上、本要綱の「4 実施事項（4）事業者団体等」の実施につきまして特段のご配慮を頂くとともに、併せて広報誌などに別添のリーフレット（「労働災害による死亡者数が増加しています!」、「交通労働災害を防止するために」等）を掲載して頂きますようお願い致します。

平成29年 死亡災害発生状況

平成29年3月15日現在

業種	年 別		平成29年		平成28年		増減数	
				(O)		(O)		(O)
製 造 業	2	(O)	1	(O)	1	(O)		
食 料 品 製 造 業							0	(O)
繊 維 製 品 製 造 業							0	(O)
木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業							0	(O)
パ ル フ ・ 紙 加 工 品 等 製 造 業							0	(O)
印 刷 ・ 製 本 業							0	(O)
化 学 工 業							0	(O)
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業							0	(O)
鉄 鋼 業							0	(O)
非 鉄 金 属 製 造 業							0	(O)
金 属 製 品 製 造 業							0	(O)
一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業							0	(O)
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業							0	(O)
そ の 他 の 製 造 業	2		1		1		1	(O)
鉱 業							0	(O)
建 設 業	2	(O)	1	(O)	1	(O)	1	(O)
土 木 工 事 業	1						1	(O)
建 築 工 事 業	1		1		0		0	(O)
木 造 家 屋 等 建 設 業							0	(O)
そ の 他 の 建 設 業							0	(O)
運 輸 交 通 業	3	(1)	1	(1)	2	(O)		
道 路 旅 客 運 送 業							0	(O)
ハイヤー・タクシー業							0	(O)
バ ス 業							0	(O)
道 路 貨 物 運 送 業	3	(1)	1	(1)	2	(O)		
貨 物 取 扱 業	0	(O)	0	(O)	0	(O)		
股 上 貨 物 取 扱 業							0	(O)
港 湾 運 送 業							0	(O)
農 業 ・ 水 産 業 ・ 畜 産 業	1				1	(O)		
林 業							0	(O)
第 三 次 産 業	3	(O)	0	(O)	3	(O)		
商 業	2	(O)	0	(O)	2	(O)		
卸 売 業	1				1	(O)		
小 売 業	1				1	(O)		
上 記 以 外 の 商 業							0	(O)
保 健 衛 生 業	0	(O)	0	(O)	0	(O)		
医 療 保 健 業							0	(O)
社 会 福 祉 施 設							0	(O)
接 客 娛 楽 業	0	(O)	0	(O)	0	(O)		
飲 食 店							0	(O)
清 掃 ・ と 畜 業	0	(O)	0	(O)	0	(O)		
ビ ル メ ン テ ナ ン ス 業							0	(O)
上 記 以 外 の 清 掃 ・ と 畜 業							0	(O)
そ の 他 の 事 業	1	(O)	0	(O)	1	(O)		
警 備 業	1				1	(O)		
上 記 以 外 の そ の 他 の 事 業							0	(O)
上 記 以 外 の 第 三 次 産 業							0	(O)
全 産 業 計	11	(1)	3	(1)	8	(O)		

(注) 1 労働基準監督署からの災害報告(災害速報)の集計による(労働者死傷病報告の集計値とは異なる。)

2 破線右欄()は、内数で交通事故を表す。

3 中分類は非表示のものがあり、大分類の内数であること。

番号	発生日時 (曜日)	業種	労働者数	年齢 性別	災害発生状況	事故の型	起因物 (中分類)	備考
1	16:00～ 17:00 (金)	農業	1～9	60代 男	被災者が麦踏機を牽引したトラクターを運転して作業場所へ向かう途中、T字路を曲がりきれず、トラクターと共に田に転落し、畦道に衝突したものの。	墜落 転落	動力運搬機	
2	16:00～ 17:00 (木)	その他の製造業	1～9	50代 男	被災者がベルトコンベアーを稼働させた状態でスナップローラーに付着した泥等をハンマーで叩いて取り除いていたところ、左腕から胸部までをスナップローラーとベルトに巻き込まれたもの。	はさまれ、巻き込まれ	動力運搬機	
3	3:00～ 4:00 (火)	一般貨物自動車運送業	1～9	50代 男	トレーラーを運転して国道を走行中、高速道路高架下の交差点にて反対車線を走行し右折中の乗用車がトレーラーと接触し、その衝撃でトレーラーが高速道路の支柱に正面から衝突したものの。	交通事故 (道路)	乗物	
4	5:00～ 6:00 (水)	その他の卸売業	1～9	60代 男	2階更衣室で1階からの異音に気付いた同僚が、1階に通じる階段を下りていたところ、同階段の最下段付近で仰向けに倒れ、脳挫傷を負った被災者を発見したものの。	墜落 転落	仮設物・建築物等	
5	18:00～ 19:00 (木)	その他の製造業	1～9	50代 男	自動車整備工場において、車両を載せたリフトが故障してロックがかかり、しばらくしてリフトの前方が下がリフト上の車両が動き出したため激突され、車両と壁の間に挟まれたもの。	激突され	動力クレーン等	
6	16:00～ 17:00 (火)	一般貨物自動車運送業	30～49	50代 男	配送先において、荷受け口付近にトラックを停車し、荷台上で荷卸し作業を行っていたところ、勾配によりトラックがに動き出したため、荷台から飛び降りて制止しようとしたが押し倒され、ひかれたもの。	挟まれ、巻き込まれ	動力運搬機	
7	11:00～ 12:00 (月)	河川土木事業	10～19	40代 男	護岸改良工事において、川底の土砂をスコップでドラグ・ショベルのバケットに投入する作業中、運転者がドラグ・ショベルを右旋回させたため、バケットと切梁の間に胸部を挟まれたもの。	挟まれ、巻き込まれ	建設機械等	
8	17:00～ 18:00 (月)	その他の小売業	30～49	50代 男	クレーンを使用し、同僚と2人でパレット（ガラス板専用）をトラックに積み込む作業中、荷台中央部のスタンプンにパレットを沿わせて降ろし、スリングベルトで固定していたが、スリングベルトを引っかけていたフックが折れ、パレットが倒れ、被災者はパレットと共に荷台から墜落し、地面と荷の間に頭を挟まれたもの。	崩壊、倒壊	荷姿の物	

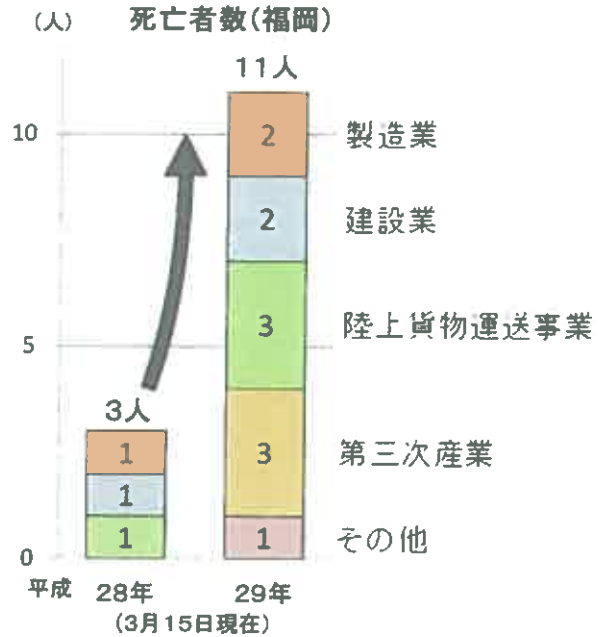
9	14:00～ 15:00 (火)	その他の建築 工事業	1～9	40代 男	S造5階ビル解体工事において、車両系建設機械（解体用機械、鉄骨切断機）を使用して5階天井部分から解体を行っていたところ、鉄骨のガス溶断のために作業をしていた被災者が、ガレキの上に墜落したものの。	墜落 転落	仮設物・建築物・構築物等
10	8:00～ 9:00 (火)	一般貨物自動車運送業	50～99	50代 男	貨物ターミナル駅構内において、被災者が道路を横断していたところ、他事業場労働者の運転するトラックに激突された。	激突され	動力運搬機
11	7:00～ 8:00 (火)	警備業	10～19	60代 男	高速自動車道の片側2車線道路において、走行車線を走っていた大型トラックが、渋滞の最後尾にいた被災者ら4名が乗車した軽ワゴン車に追突したものの。	交通事故 (道路)	動力運搬機

取組期間：平成29年4月～6月

労働災害による死亡者数が増加しています!

福岡県下における労働災害による死亡者数について、平成28年は28人（速報値）と過去最少を記録しました。ところが、**平成29年に入り死亡者が、昨年同期に比べて8人増の11人（3月15日現在）と著しく増加しています。**このような状況を踏まえ、死亡災害が多発している製造業、建設業及び陸上貨物運送事業を重点対象として死亡災害の増加に歯止めをかけ、安全で安心して働ける社会の実現に向けて、死亡災害撲滅のための集中的な取組を実施することにしました。

死亡災害撲滅のために、この「**緊急安全点検チェックシート**」により安全点検を実施し、問題のあった項目については、すみやかに改善いたしましょう!



緊急安全点検チェックシート

経営トップによる安全パトロールで確認をお願いします (点検日：平成29年__月__日)

チェック項目		シ
1	作業服・保護具は、ルール通りに正しく着用していますか	<input type="checkbox"/>
2	決められた作業標準を覚えて、その通りに作業をしていますか	<input type="checkbox"/>
3	不安定や無理な姿勢・動作で、作業をしていませんか	<input type="checkbox"/>
4	動いている機械や、安全カバーの隙間から手を入れたことはありませんか	<input type="checkbox"/>
5	機械や工具、扱う部材等の危険性や有害性を理解していますか	<input type="checkbox"/>
6	作業や作業場所の、危険なポイントや禁止事項を把握していますか	<input type="checkbox"/>
7	トラブル発生時の3原則（止める・呼ぶ・待つ）を守っていますか	<input type="checkbox"/>
8	スピードについて行けない、不慣れで出来ない作業はありませんか	<input type="checkbox"/>
9	道具や製品等は決められた位置に置いてありますか（仮置き放置しない）	<input type="checkbox"/>

死亡災害発生事例（平成29年）

客先構内でベルトコンベアーの点検整備中、コンベアーを稼働させた状態で、ローラーの付着残渣をハンマーで叩き落としていたところ、左腕から胸部までを巻き込まれた。

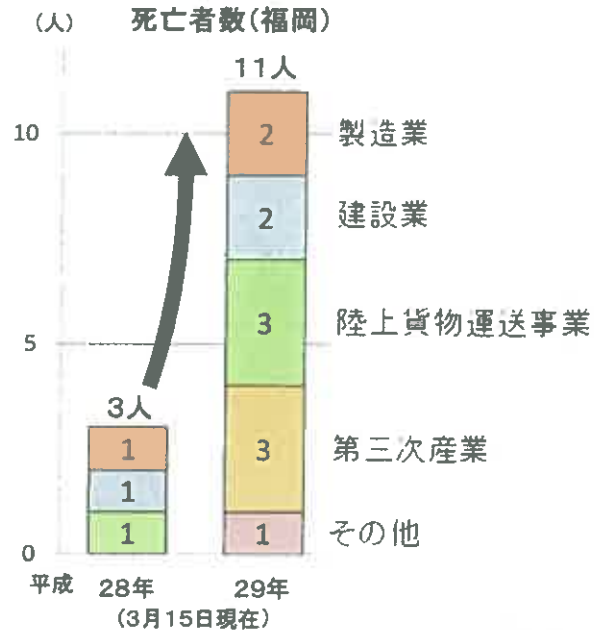
自動車整備工場で、車両を載せたリフトが故障し傾いて停止、リフトのロックを解除したところ、ずれ落ちた車両が激突し壁との間で挟まれた。

取組期間：平成 29 年 4 月～6 月

労働災害による死亡者数が増加しています!

福岡県下における労働災害による死亡者数について、平成 28 年は 28 人（速報値）と過去最少を記録しました。ところが、**平成 29 年に入り死亡者数が、昨年同期に比べて 8 人増の 11 人（3 月 15 日現在）と著しく増加**しています。このような状況を踏まえ、死亡災害が多発している製造業、建設業及び陸上貨物運送事業を重点対象として死亡災害の増加に歯止めをかけ、安全で安心して働ける社会の実現に向けて、死亡災害撲滅のための集中的な取組を実施することにしました。

死亡災害撲滅のために、この「**緊急安全点検チェックシート**」により安全点検を実施し、問題のあった項目については、すみやかに改善いたしましょう!



緊急安全点検チェックシート

経営トップによる安全パトロールで確認をお願いします (点検日：平成 29 年 月 日)

チェック項目		レ
1	安全衛生管理計画を作成していますか	<input type="checkbox"/>
2	施工計画作成及び変更時に、安全衛生に係る事前審査を実施していますか	<input type="checkbox"/>
3	店社（代表者又は店社安全衛生管理者）による現場巡視を行っていますか	<input type="checkbox"/>
4	店社で現場の進捗状況を把握・確認していますか	<input type="checkbox"/>
5	移動式クレーン、車両系建設機械の作業計画を作成していますか	<input type="checkbox"/>
6	就業制限業務従事者の資格確認は原本で行っていますか	<input type="checkbox"/>
7	車両系建設機械との接触防止措置を徹底していますか	<input type="checkbox"/>
8	現場の安全衛生協議会を毎月 1 回開催していますか	<input type="checkbox"/>
9	墜落防止措置を徹底させていますか	<input type="checkbox"/>

死亡災害発生事例（平成 29 年）

護岸改良工事現場で川底の土砂を搬出作業中、ドラグ・ショベルの運転者が誤操作し、スコップでバケットに土砂を投入していた作業者が、ドラグ・ショベルのバケットと土留め部材間で胸部を挟まれた。

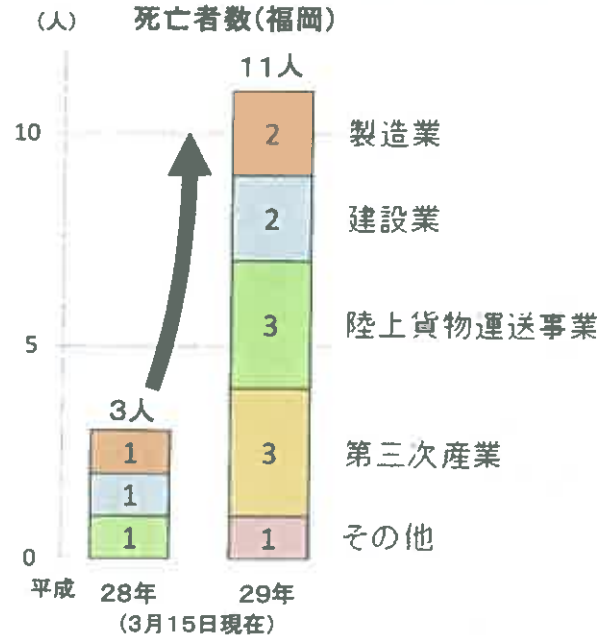
5 階建て鉄骨造ビルの解体工事現場で、鉄骨のガス溶断を担当する作業者が、地上のガレキの上に墜落した。

取組期間：平成 29 年 4 月～6 月

労働災害による死亡者数が増加しています!

福岡県下における労働災害による死亡者数について、平成 28 年は 28 人（速報値）と過去最少を記録しました。ところが、**平成 29 年に入り死亡者数が、昨年同期に比べて 8 人増の 11 人（3 月 15 日現在）と著しく増加しています。**このような状況を踏まえ、死亡災害が多発している製造業、建設業及び陸上貨物運送事業を重点対象として死亡災害の増加に歯止めをかけ、安全で安心して働ける社会の実現に向けて、死亡災害撲滅のための集中的な取組を実施することにしました。

死亡災害撲滅のために、この「**緊急安全点検チェックシート**」により安全点検を実施し、問題のあった項目については、すみやかに改善いたしましょう!



緊急安全点検チェックシート

経営トップによる安全パトロールで確認をお願いします (点検日：平成 29 年 月 日)

チェック項目		レ
1	トラックの荷役作業において、保護帽を着用させていますか	<input type="checkbox"/>
2	トラックの荷台への昇降は、昇降設備を使用させていますか	<input type="checkbox"/>
3	荷台での移動は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにしていますか	<input type="checkbox"/>
4	積みおろしを行う者が安全に積みおろしができるように積み付けしていますか	<input type="checkbox"/>
5	荷の固定・固縛方法に係る教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
6	フォークリフトの運転は、資格者に行わせていますか	<input type="checkbox"/>
7	フォークリフトの運転は、急停止・急旋回を行わせていませんか	<input type="checkbox"/>
8	トラック降車時の逸走防止措置を実施させていますか	<input type="checkbox"/>
9	トラックを後退させる時は、後方の安全を確認させていますか	<input type="checkbox"/>

死亡災害発生事例 (平成 29 年)

トレーラーを運転して国道を走行中、高速道路高架下の交差点にて反対車線を走行し右折中の乗用車がトレーラーと接触し、その衝撃でトレーラーが高速道路の支柱に正面から衝突したものの。

配送先において、荷受け口付近にトラックを停車し、荷台上で荷卸し作業を行っていたところ、勾配によりトラックが動き出したため、荷台から飛び降りて制止しようとしたが押し倒され、ひかれたものの。

福岡労働局 死亡災害撲滅のための集中的取組実施要綱

平成 29 年 4 月

1 趣旨

福岡県下における労働災害による死亡者数について、平成 28 年は 28 人(速報値)と過去最少を記録したが、平成 29 年に入り死亡者数が大幅に増加しており、特に製造業、建設業及び陸上貨物運送業では、増加が著しく極めて憂慮すべき状況である。そのため、第 12 次労働災害防止計画(平成 25～29 年度)において、期間中 5 か年の死亡者総数を 15%以上減少させるという目標達成のためには、死亡者数の約 3 割を占める交通労働災害防止対策と相まって、死亡者数が著しく増加している業種を対象とした相当の取組が必要となっている。

このような状況を踏まえ、製造業、建設業及び陸上貨物運送事業を重点対象として、死亡災害の増加に歯止めをかけ、安全で安心して働ける社会の実現に向けて、死亡災害撲滅のための集中的取組を実施する。

2 集中的取組の期間

平成 29 年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで

3 主唱者

福岡労働局及び県下各労働基準監督署

4 実施事項

(1) 福岡労働局

ア 福岡県労働基準協会連合会、建設業労働災害防止協会福岡県支部及び陸上貨物運送事業労働災害防止協会福岡県支部(以下「労働災害防止団体」という。)への緊急安全点検の協力要請

イ 工業団地・安全衛生協力会、福岡県建設業協会、福岡県トラック協会、建設荷役車両安全技術協会福岡県支部等(以下「事業者団体等」という。)への緊急安全点検の協力要請

ウ 労働局長による安全パトロールの実施

エ 春の全国交通安全運動期間(4月6日～15日)を重点とした交通労働災害防止のための周知・啓発

オ 関係事業者、関係労働者及び県民への広報・啓発

カ 労働災害防止団体に対する指導・援助

キ 各種会合等をとらえた周知・啓発

(2) 労働基準監督署

ア 労働災害防止団体分会への緊急安全点検の協力要請

- イ 署幹部による安全パトロールの実施
 - ウ 建設業及び陸上貨物運送事業に対する集団指導等の実施
 - エ 関係事業者への緊急安全点検の協力要請
 - オ 各種会合等をとらえた周知・啓発
- (3) 労働災害防止団体
- ア 関係事業者における緊急安全点検の取組
 - イ 安全パトロールの強化
 - ウ 交通労働災害防止のための周知・啓発
 - エ 集団指導、安全衛生教育の実施
- (4) 事業者団体等
- ア 会員事業者における緊急安全点検の取組
 - イ 交通労働災害防止のための周知・啓発
- (5) 事業場
- ア 職場（現場）における緊急安全点検の実施
 - イ 経営トップによる安全パトロールの実施
 - ウ 交通労働災害防止のための周知・啓発
 - エ 建設業では、元方事業者による統括安全衛生管理の徹底
 - オ 陸上貨物運送事業では、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく、睡眠時間の確保に配慮した走行管理の実施等の徹底
 - カ 陸上貨物運送事業、荷主・配送先・元請事業者等では、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の徹底

交通労働災害を防止するために

福岡県下の交通労働災害は、労働者による死亡災害の約3割を占めています。いわゆる青ナンバーと呼ばれる事業用自動車に限らず、様々な業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために**自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者**が安全への取組を行う必要があります。**交通労働災害防止のためのガイドライン**に基づく対策を進めるほか、**視認性の向上**や**季節・天候**などへの配慮も必要です。

交通死亡労働災害の6割以上は運輸交通業以外で発生！

交通死亡労働災害の約6割は、運輸交通業以外の第三次産業と建設業で発生しており、交通運輸業に従事されていない労働者の皆様にも、交通労働災害防止対策が必要です。

平成24～28年 交通死亡労働災害の業種内訳

第三次産業 41.5%	運輸交通業等 34.5%	建設業 17%	その他 7%
----------------	-----------------	------------	-----------

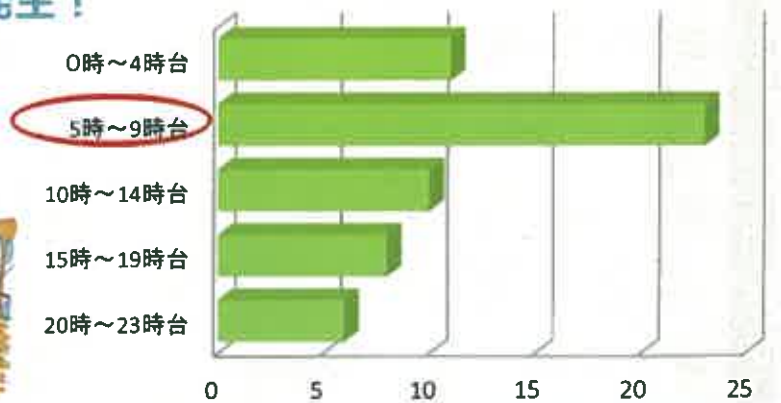
(資料出所:労働者死傷病報告)

交通死亡労働災害は朝方に多く発生！

県下の交通労働災害による死亡事例は、早朝から朝方に多く発生しています。他車両から見やすいよう反射ベストを着用するなど、状況に応じた交通労働災害防止対策が必要です。



平成24～28年 交通死亡労働災害発生時間帯



(資料出所:労働者死傷病報告)

<災害事例>

新聞配達の自転車 (1名死亡)	現場へ向かう途中 (2名死亡1名負傷)	警備作業中 (1名死亡)	トラック運転手 (1名死亡)
朝刊配達のため自転車で市道を走行中、後方から軽乗用車に衝突され、死亡。 なお、被災者は安全ベストや保護帽を着用していなかった。	早朝、労働者3人が同乗するトラックで、作業現場へ向け高速道路の走行車線を走行中、追越車線から車線変更してきた軽ワゴン車がトラック右側面に衝突しその反動でトラックが高速道路の左側壁に激突して横転し、同乗していた2名がシートベルト未着用のため車外に投げ出されて死亡。	深夜、道路補修工事現場において、雨天の中、道路上で車両の交通誘導を行っていたところ、乗用車にはねられ死亡。	被災者は、トラックを運転して片側2車線の国道を走行中、先方の信号で停止していたトラックに前方不注意により追突し、死亡。

すべてのドライバーを交通労働災害から守るために

二輪車に必要な配慮

☑ 二輪車運転対策

- ・「安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を徹底する。
- ・雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。

特に冬期に必要な配慮

☑ 視認性向上

- ・他車両からの視認性向上のため、**早朝、夕方早めの点灯**を励行。

☑ 季節・天候対策

- ・積雪や路面凍結などのついて、**交通安全情報マップ**などを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」「急ブレーキ」等急の付く動作やスピードの出しすぎに対して注意喚起する。

自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮 (交通労働災害防止のためのガイドライン)

☑ 適正な労働時間等管理・走行管理

- ・走行の**開始・終了**や**経路**についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、**十分な休憩時間、仮眠時間**を確保する。

☑ 点呼の実施

- ・**疲労、飲酒**などで安全な運転ができないおそれがないか、**乗務開始前に点呼**によって確認する。

☑ 荷役作業を行わせる場合

- ・運転者の身体負担を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。

☑ 交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況などを記載した**交通安全情報マップ**を作成する。
- ・**ポスターや標語**を掲示して、安全について常に意識させる。

☑ 教育の実施

以下を含め、雇入れ時などや日常の**安全衛生教育**を実施する。

- ・十分な睡眠時間の必要性の理解
- ・飲酒による運転への影響の理解
- ・交通危険予知訓練による安全確保
- ・交通安全情報マップによる実態把握

☑ その他

- ・交通労働災害防止のための**管理者**を選任し、目標を定める。
- ・運転者に対し、**健康診断**や**面接指導**などの健康管理を行う。
- ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため**走行中止、徐行運転**や**一時待機**など、必要な指示を行う。
- ・自動車の走行前に**自動車を点検**し、必要に応じて補修を行う。

交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

■ 交通労働災害を防止しましょう「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetsu/roudou/gyousei/anzen/130912-01.html>

交通労働災害防止のためのガイドライン

検索

■ 職場のおんぜんサイト：交通労働災害の現状と防止対策
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000093057.html>

交通労働災害の現状と防止対策

検索

このリーフレットについて、詳しくは福岡労働局、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。